

市町村の消防の広域化の推進

1 消防を取り巻く環境の変化

- 災害の多様化・大規模化
- 救急等に関する住民ニーズの変化
- 少子高齢社会、人口減少時代に入



- ◎ 消防を取り巻く環境の変化に的確に対応する必要性
- ◎ 消防体制の確立や消防力の拡充のため、広域化は重要

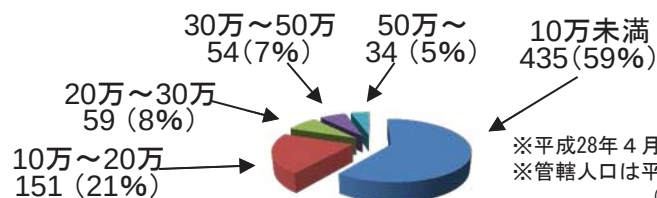
2 消防本部の現状

- 平成6年以降、市町村の消防の広域化を推進
- 市町村合併の進展とともに、消防本部数は一定程度減少

平成3年 936 → 平成6年 931 → 平成19年 807 → 平成28年 733

(各年4月1日の数値。ただし、平成3年は10月1日の数値)

- 管轄人口10万未満の小規模な消防本部が未だ多数存在



※平成28年4月1日現在
※管轄人口は平成27年3月31日現在
(住民基本台帳人口)

3 広域化の実績(平成28年4月1日現在)

- 実績:平成18年消防組織法改正以降、48地域で広域化が実現

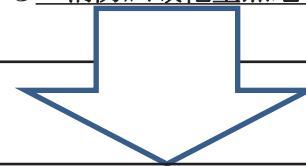
- ※例
- ① 奈良県広域消防組合 (管轄人口約91万人)
平成26年4月1日に11消防本部(37市町村)が広域化
 - ② 埼玉西部消防局 (管轄人口約78万人)
平成25年4月1日に4消防本部(5市)が広域化

4 現行の消防の広域化の推進スキーム

- 平成18年6月 「消防組織法の一部を改正する法律」公布・施行
- 平成18年7月 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」告示
 - ・消防本部の規模の目標は、おおむね30万以上とすることが適当。
 - ・平成24年度までを目途に広域化を実現。



- 平成25年4月1日「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正
 - ・消防の広域化の期限を平成30年4月1日まで延長
 - ・消防本部の規模の目標を、おおむね30万以上から、地域の実情を十分考慮することへ
 - ・国及び都道府県の支援を集中的に実施する「消防広域化重点地域」の枠組みを創設



5 重点地域の指定について

- 重点地域の指定は、市町村の消防の現況及び将来の見通し、市町村の意見、その他地域の実情を勘案して、都道府県知事はその判断により行うもの(平成25年4月1日付 消防消第70号 長官通知)
 - 重点地域の指定の対象となる地域は次のとおり(基本指針)
 - ①「今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域」
 - ②「広域化の気運が高い地域」
- 消防の広域化推進期限(平成30年4月1日)に向け、広域化の推進に一層取り組まれるよう都道府県知事へ要請。(平成27年4月27日付 消防消第91号 次長通知)

6 消防庁の今後の取組

- 消防広域化推進アドバイザーの派遣について、要望に応じて派遣を展開
- 消防広域化マニュアル、事例集を積極的に広報し、普及を促進
- 消防広域化重点地域に対して、消防の広域化に必要な経費等について重点的に財政支援

期限内の広域化の推進について（平成27年4月27日消防庁次長通知）

消防の広域化推進期限（平成30年4月1日）に向け、広域化の推進に一層取り組まれるよう都道府県知事へ要請。

消防広域化重点地域の指定

- 都道府県内の市町村の消防の現状及び将来の見通しをあらためて再検証すること。
- **次の地域**については、あらためて関係市町村の意見を聴取するとともに、今後の消防体制の確保の方策を確認したうえで、重点地域の指定の必要性を判断し、広域化の必要性が高いと認める場合には速やかに指定すること。



- 1 職員数が50人以下の小規模消防本部で、今後十分な消防防災体制が確保できないおそれがあると考えられる消防本部
- 2 非常備町村
- 3 広域化を希望しているが広域化の組合せが決まっていない消防本部を含む地域

更なる積極的な支援策の検討・実施

- これまでに広域化を実現した消防本部の所在する都道府県では**次のような支援策**があることから、都道府県においては、広域化の推進のためにより積極的な支援策を検討していただきたいこと。



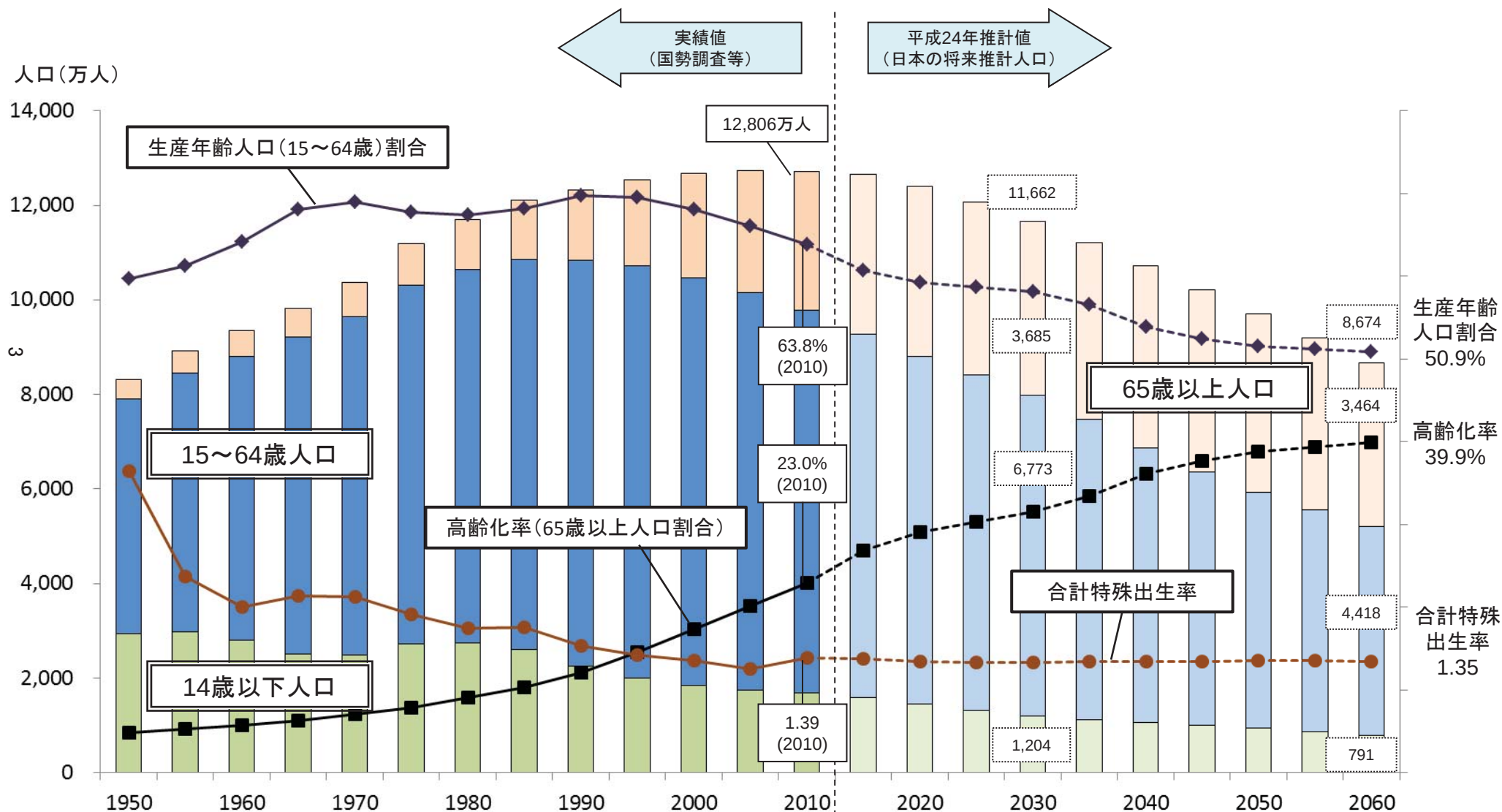
- 1 広域化の協議に際し、市町村の協議会の事務局に都道府県の職員を派遣するなどの人的支援
- 2 指令センター、消防無線などの施設整備、車両整備の経費に対する助成などの財政支援

消防広域化推進アドバイザー制度等の活用

- 消防広域化推進アドバイザー制度は、広域化の効果や課題の理解から広域化を協議している市町村が抱える個別の課題に対する具体的な対処方法まで様々な事項に対応可能であるので、地方公共団体や協議会等において、当該制度を積極的に活用していただきたいこと。
- 広域化のメリット、課題及びその解決事例、事務手続に関する情報等を掲載したマニュアル及び先進事例を消防庁ホームページに掲載していることから活用していただきたいこと。

日本の人口の推移

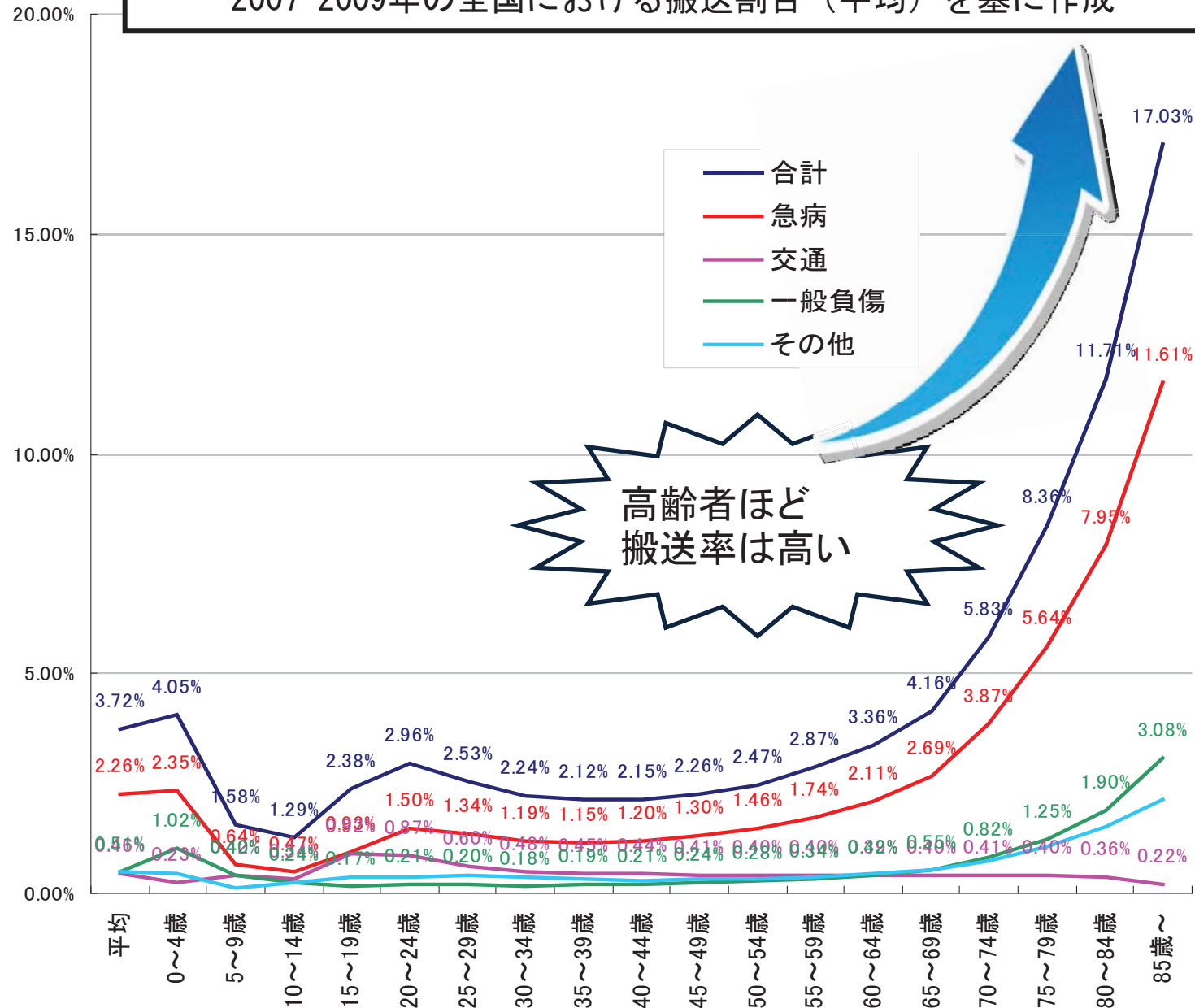
○ 日本の人口は近年横ばいであり、人口減少局面を迎えている。2060年には総人口が9000万人を割り込み、高齢化率は40%近い水準になると推計されている。



(出所) 総務省「国勢調査」及び「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計):出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口)
厚生労働省「人口動態統計」

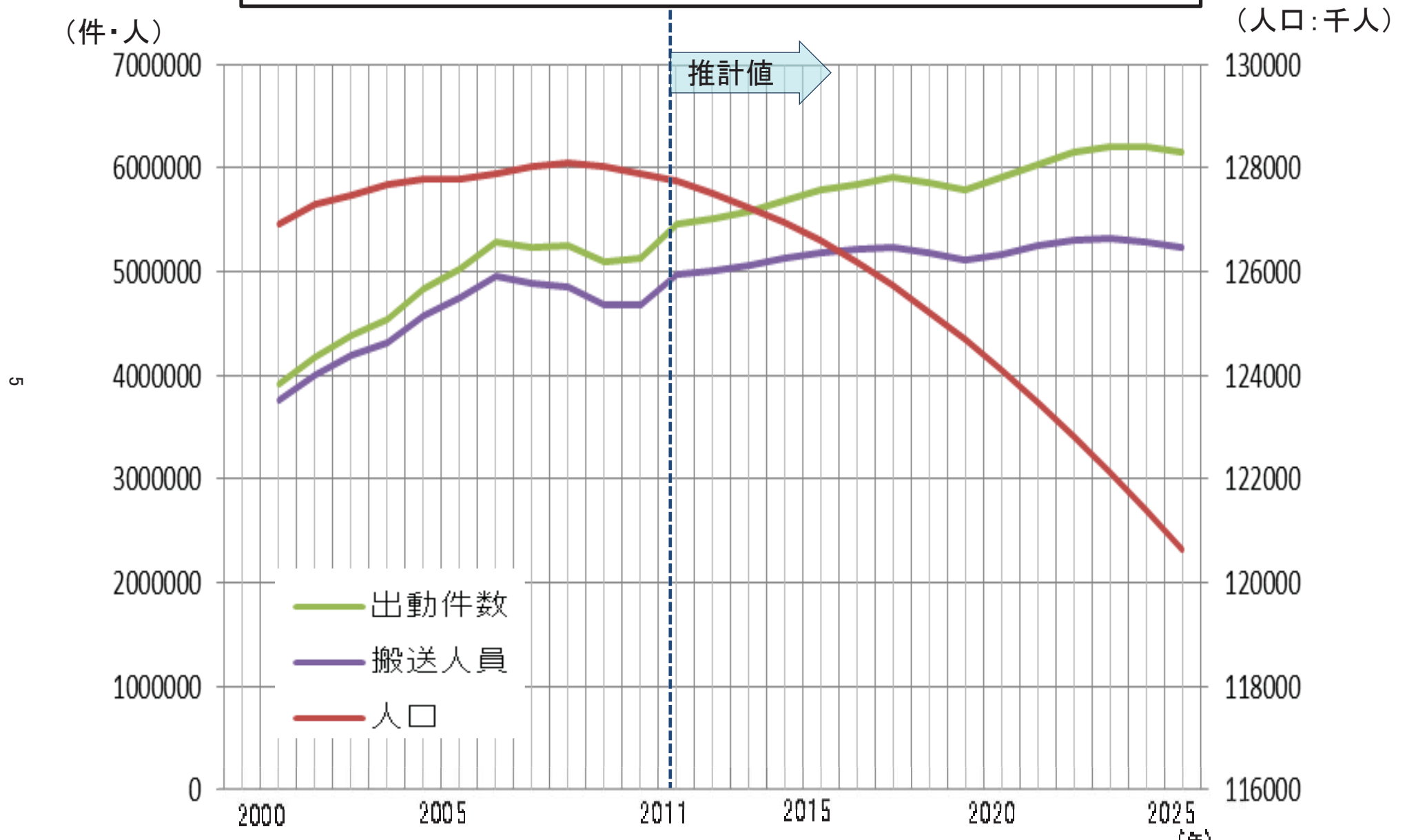
年齢階層別 搬送割合

2007-2009年の全国における搬送割合（平均）を基に作成



年間の救急搬送人員は平成19年～平成21年の実績値、人口は「各年10月1日現在人口（総務省）」を用いて、年齢階層別に算出した。

救急搬送需要の将来予測



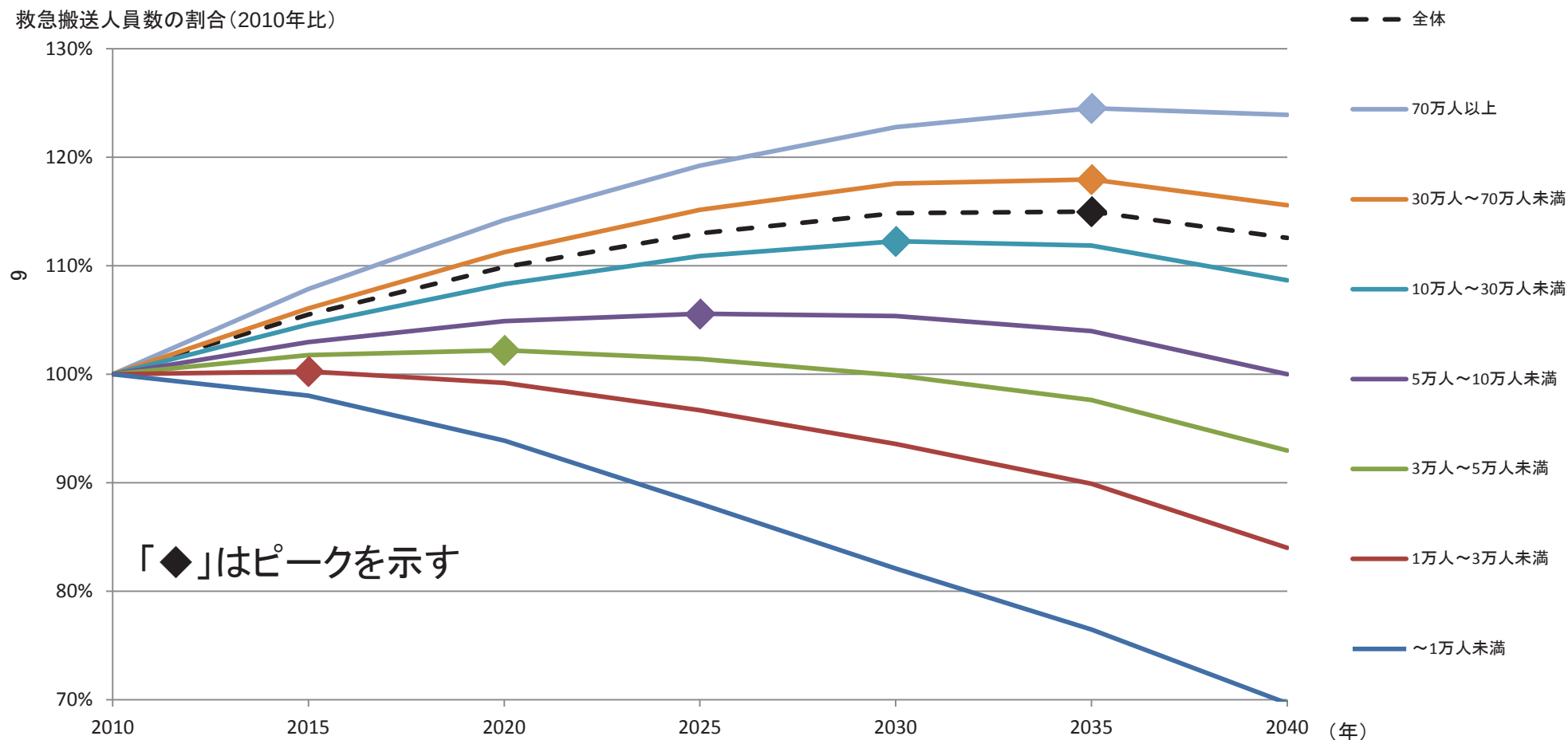
出典:「平成24年度 救急業務のあり方に関する検討会 報告書」

消防本部規模別 1消防本部あたり救急搬送人員数の推移 (2010年を1とした場合)

全国的に2035年頃まで救急需要は増加を続ける。

大規模な消防本部(管轄人口30万人以上)においては、全国平均を上回るペースで需要増が続く一方小規模な消防本部になるほど、需要増の割合が低く、需要のピークも早くなる傾向がある。また、非常に小規模な消防本部(管轄人口1万人未満)では、すでにピークを迎え、減少に転じていると考えられる。

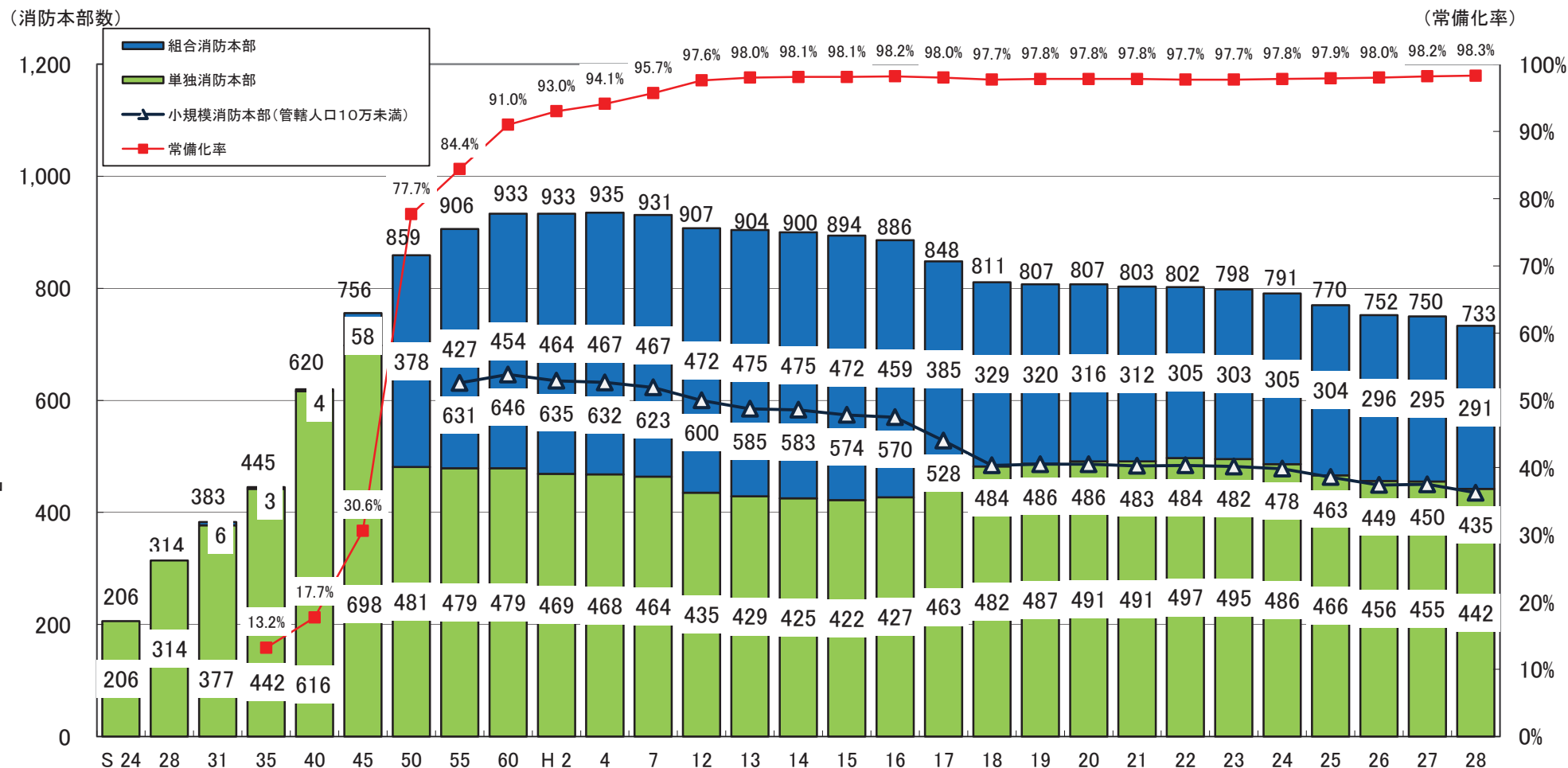
救急搬送人員数の割合(2010年比)



平成27年4月1日時点の消防本部により算出

国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)』をベースに、平成19年から平成21年の年齢別平均救急搬送率により算出(福島県の消防本部を除く。)

消防本部数と常備化率



常備化の推進

広域化の推進

(各年4月1日現在の数値。ただし、昭和55,60年の小規模消防本部数については、各年10月1日の数値)

○ 非常備町村一覧(計29町村、平成28年4月1日現在)

(昭和24,28年は、組合と単独の合計値)

東京都: ○利島村 ○新島村 ○神津島村 ○御蔵島村 ○青ヶ島村 ○小笠原村 和歌山県: 太地町 徳島県: 勝浦町、上勝町、佐那河内村

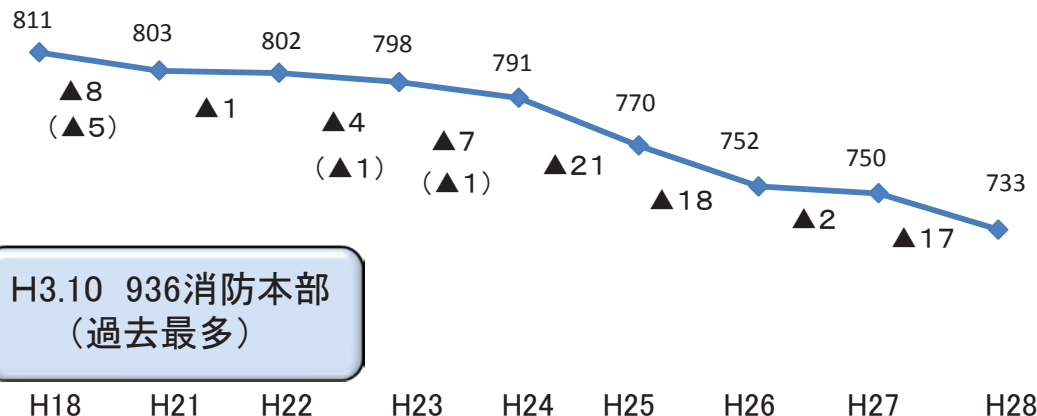
香川県: ○直島町 宮崎県: 西米良村、諸塚村、椎葉村、美郷町 鹿児島県: ○三島村 ○十島村

沖縄県: ○伊江村 ○渡嘉敷村 ○座間味村 ○粟国村 ○渡名喜村 ○南大東村 ○北大東村 ○伊平屋村 ○伊是名村 ○多良間村 ○与那国町 ○竹富町

※ ○は、島を示す(21町村)

消防本部の現況

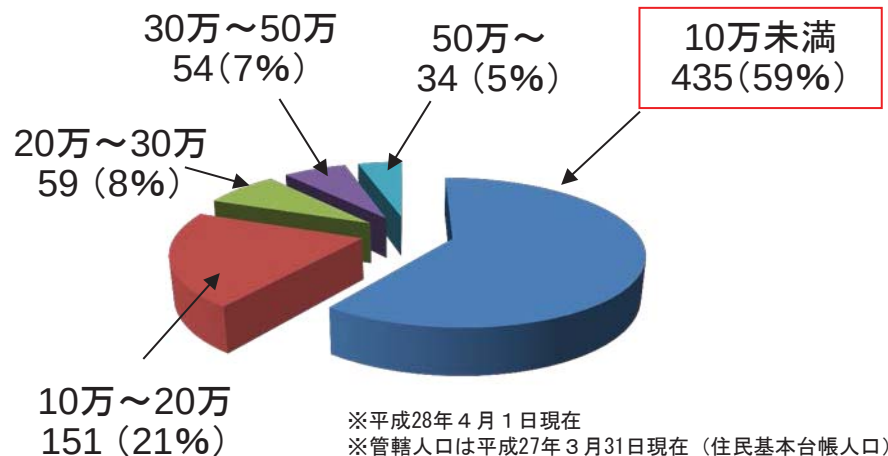
消防本部数の推移



H3.10 936消防本部
(過去最多)

※ 各年とも4月1日時点の消防本部数
※ 市町村合併により減少した消防本部数は()に記載

管轄人口規模別本部数(全体749)



※平成28年4月1日現在
※管轄人口は平成27年3月31日現在(住民基本台帳人口)

管轄人口が10万未満の消防本部の現状

管轄人口規模	本部数		管轄人口 (平均)		職員定数 (平均)	
	H18.4	H27.4	H18.4	H27.4	H18.4	H27.4
～1万未満	11	15	6,594	7,077	26	31
1万～2万未満	30	29	16,196	16,282	45	53
2万～3万未満	64	68	25,639	25,090	56	62
3万～4万未満	82	76	34,980	34,996	62	75
4万～5万未満	70	52	44,786	45,123	82	82
5万～10万未満	230	211	71,868	72,850	107	118

※ 全国消防長会「消防現勢」に基づく平成27年4月1日現在の数値を用いて算出
※ 消防費の単位費用において標準団体は、人口10万あたり職員数129人

市町村の消防の広域化の推進スキーム

市町村の消防の広域化の理念及び定義 (第31条)

- 理念 市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならない。
- 定義 2以上の市町村が消防事務(消防団の事務を除く。)を共同して処理することとする事又は市町村が他の市町村に消防事務を委託すること。

消防庁長官の定める基本指針 (第32条)

- 消防庁長官は、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本指針を定める。
 - ・ 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
 - ・ 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

都道府県の定める推進計画 (第33条)

- 都道府県は、広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、推進計画を定めるよう努めなければならない。
 - ・ 広域化対象市町村の組合せ
 - ・ 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
 - ・ 防災に係る関係機関相互間の連携の確保
- 推進計画の策定又は変更の際には、関係市町村の意見を聴かななければならない。
- 都道府県知事は、広域化対象市町村に対し、必要な調整・援助等を行う。

広域化対象市町村の定める広域消防運営計画 (第34条)

- 広域化対象市町村は、その協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画を作成
 - ・ 消防本部の位置及び名称
 - ・ 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保
- 広域消防運営計画作成のために地方自治法上の協議会を設ける場合には、構成員の特例を設ける。

国の援助及び地方債の配慮 (第35条)

- 国は、都道府県及び市町村に対して、情報の提供その他の必要な援助を行う。
- 広域化対象市町村が推進計画の組合せに基づき広域化した場合は、地方債について特別の配慮を行う。

- 施行期日 : 公布の日 [平成18年6月14日]
- 広域化前に消防長であった者の階級に関する経過措置を定める。

消防の広域化に対する財政措置(平成28年度)

消防の広域化に伴って必要となる経費等に対して、ソフト・ハードの両面から総合的に財政措置を行う。

市町村分

1 消防広域化準備経費〔特別交付税〕

消防の広域化の準備に要する広域消防運営計画策定経費、広域化協議会負担金、協議会委員報酬、広報誌作成費及び住民意向調査費等の経費について特別交付税措置を講じる。

2 消防広域化臨時経費〔特別交付税〕

消防の広域化に伴い臨時的に必要な次の経費について特別交付税措置を講じる。

- ①消防本部・施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設・設備に要する経費
- ②本部の名称・場所の変更等に伴い必要となる経費
- ③業務の統一に必要なシステム変更、統一規程の整備等に要する経費
- ④その他広域化整備に要する経費

3 消防署所等の整備〔緊急防災・減災事業債〕

- (1) 広域消防運営計画等に基づき、必要となる消防署所等(一体的に整備される自主防災組織等のための訓練・研修施設を含む。)の増改築(再配置が必要と位置づけられた消防署所等の新築を含む。)

- (2) 統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築

※ 消防署所等 消防署、出張所及び指令センター

- (3) (1)、(2)以外の整備〔一般単独事業債〕
○ 充当率90%〔通常充当率：75%〕

4 消防指令センター(指令装置等)の整備〔緊急防災・減災事業債〕

国の周波数再編に伴い平成28年度までに完了する高機能消防指令センターで複数の消防本部が共同で整備するもの又は市町村の消防広域化に伴い整備するものの整備を支援する。

5 消防用車両等の整備〔緊急防災・減災事業債〕

広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備を支援する。

6 その他

○ 国庫補助金の配分について

消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮を行う。

緊急防災・減災事業債

○ 対象事業

地域の防災力を強化するための施設の整備、災害に強いまちづくりのための事業などの地方単独事業等を対象

○ 財政措置

- ・ 地方債充当率 100%
- ・ 交付税算入率 70%

都道府県分

1 消防広域化推進経費

消防広域化重点地域の指定や協議会への参画、調査研究、広報啓発等、都道府県がその役割を果たすための事業等を実施する体制の整備に必要な経費について普通交付税措置を講じる。

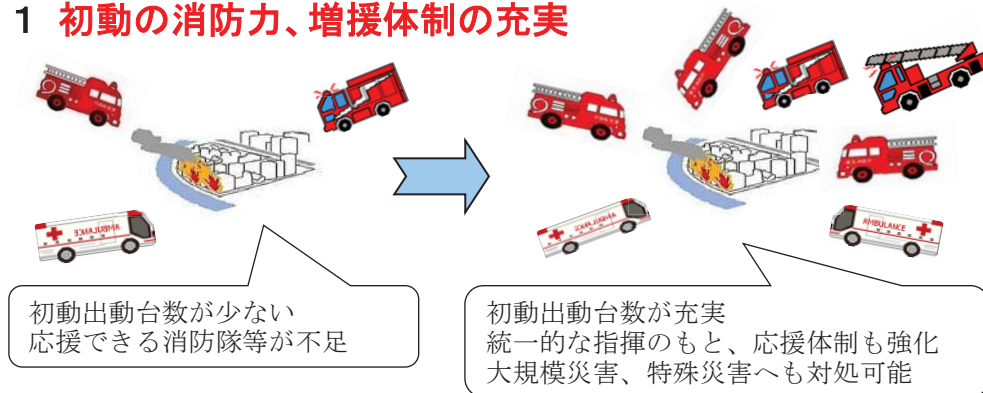
2 広域対象市町村に対する支援に要する経費〔特別交付税〕

広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の経費について特別交付税措置を講じる。

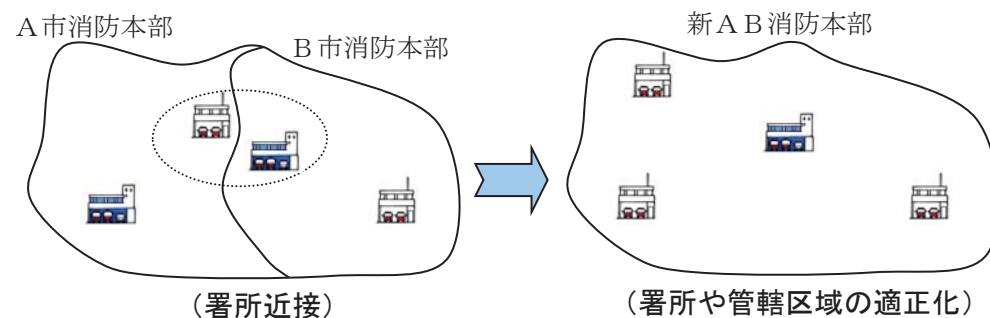
広域化により期待できるメリット

① 住民サービスの向上

1 初動の消防力、増援体制の充実



二 2 現場到着時間の短縮



(例)小田原市消防本部における広域化前後の効果の実例

○火災初動対応(第一出動)時の広域化前後の出動車両数 比較

火災発生地	出動車両台数	
	ポンプ車等	
	広域化前	広域化後
松田町神山地区(建物火災)	6	10
小田原市曾比地区(その他火災)	6	10
小田原市栢山地区(建物火災)	6	10
南足柄市塚原地区(建物火災)	6	10

○救急出動における広域化前後の現場到着時間比較 (平成25年4～8月期)

(単位 分:秒)

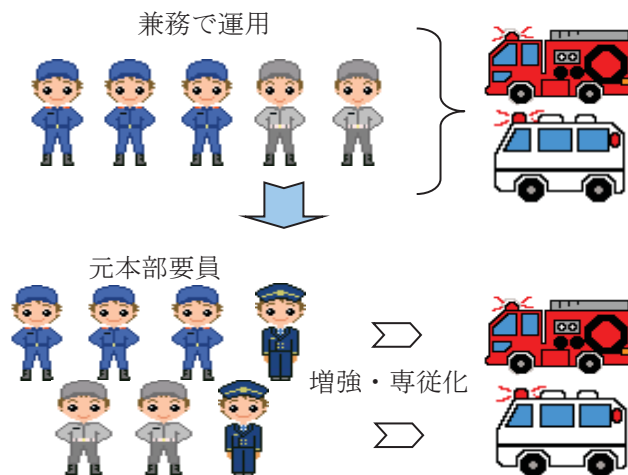
地区名	H24年(広域化前) 平均所要時間 ＜覚知～現着＞	H25年(広域化後) 平均所要時間 ＜覚知～現着＞	時間短縮効果
小田原市小竹	12:11	7:20	△4:51
小田原市小船	11:27	8:41	△2:46
小田原市沼代	11:10	9:18	△1:53
小田原市北ノ窪	7:33	6:32	△1:01
大井町上大井	10:44	8:54	△1:51
大井町西大井	10:18	8:05	△2:13

<初動の消防力、増援体制の充実及び現場到着時間の短縮の例>

- 災害現場への迅速な増援が可能となった。(北はりま消防本部)
- 第1出動体制ではしご車を出動させることができなかった地域に、はしご車を出動させることができるようになった。(埼玉東部消防組合消防局)
- 第1出動体制で消防車両が5台出動していた地域に7台出動させることが可能となった。(宇部・山陽小野田消防局)
- 構成市の隣接地域で発生した災害現場への到着時間の短縮が図られた。(砺波地域消防組合消防本部)
- 救急自動車の現場到着時間が短縮され、広域化前に発生していた全車出動による救急自動車の不在状態が解消された。(埼玉西部消防局)

② 人員配備の効率化と充実

1 現場要員の増強



2 予防業務・救急業務の高度化・専門化



<現場要員の増強や予防業務・救急業務の高度化・専門化の例>

- 管轄人口が中核市規模となったことを踏まえ高度救助隊を発足させることができた。(小田原市消防本部)
- 本部機能の統合により警防要員を増員し、新たに指揮隊を2隊配備することができた。(宇部・山陽小野田消防局)
- 非常備消防であった舟橋村に分遣所が整備され、平成26年10月1日より運用開始。(富山県東部消防組合消防本部)

(例)佐賀広域消防局(佐賀県)

消防の広域化に併せて署所を新設し、消防力の拡充を行った例



神埼消防署吉野ヶ里出張所を新設(平成27年2月運用開始)
広域化による財政支援及び人員配備の効率化により、出張所を新設

(例)奈良県広域消防組合消防本部

○ 消防通信指令業務、本部機能の統合による現場等への人員再配置効果

(広域化前)	11消防本部体制	広域化	平成33年度体制	人員の再配置効果	
本部要員	276名	➡	120名	△156	△210
通信指令要員	94名		40名	△54	

③ 消防体制の基盤の強化

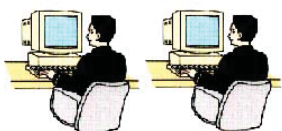
1 高度な消防設備、施設等の整備



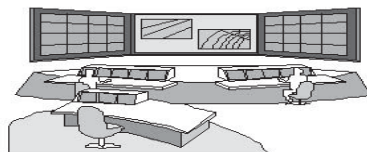
必要最小限の車両を整備



特殊車両等を計画的に増強整備可能



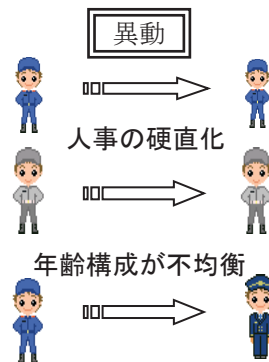
個別に小規模な設備を整備



高機能な設備を一元的に整備可能

2 適切な人事ローテーションによる組織の活性化

13



専門性を高めながら職員の総合能力が向上

(例) 北はりま消防本部(兵庫県)

○ 高機能消防指令センター

広域化前の3本部がそれぞれ消防指令センター(装置)を整備した場合、その見積額の合計は11億4千万円であった。

それが、広域化によって5億8千万円(見積額)で、より高機能な消防指令センター(装置)を整備することが可能となった。

さらに、国の財政措置を活用することでより支出を抑えることが可能。



(例) 埼玉東部消防組合消防局(埼玉県)

○ 人事ローテーションによる組織の活性化

旧本部単位では異動先が少なく、人事の硬直化が課題であったが、広域化後、異動先が増えたことにより組織の活性化が図れた。

(例) 宇部・山陽小野田消防局(山口県)

○ 派遣研修の充実

広域化により人員確保が容易になり、消防大学校及び県消防学校への職員の派遣が可能となった。

< 高度な消防設備、施設等の整備及び組織の活性化の例 >

- 職員の長期間の派遣、研修受講等の人員確保が容易になり、職員の資質向上が図られるようになった。(置賜広域行政事務組合消防本部)
- 重複投資の回避による経費節減が図られ、財政規模が拡大したことにより高度な施設等を計画的に整備できるようになった。(東近江行政組合消防本部)
- ネットワークの構築(人事給与、財務会計、文書管理システム及びグループウェア)により、事務の効率化が図られた。(泉州南広域消防本部)

平成18年消防組織法改正以降の広域化の実績(平成28年4月1日現在)

○ 48ブロックが広域化し、そのうち11町村が非常備を解消

広域化年月日	No	都道府県	広域化後の消防本部	広域化の方式	広域化前の消防本部等
21.4.1	1	北海道	富良野広域連合消防本部	広域連合	富良野地区消防組合消防本部
					上川南部消防事務組合消防本部
	2	広島	東広島市消防局	事務委託	東広島市消防局 竹原広域消防本部
22.4.1	3	福岡	久留米広域消防本部	一部事務組合	久留米市消防本部 福岡県南広域消防組合消防本部
					東京消防庁
23.4.1	5	富山	砺波地域消防組合消防本部	一部事務組合	東京消防庁 東久留米市消防本部
					砺波広域圏消防本部 小矢部市消防本部
	6	兵庫	北はりま消防本部	一部事務組合	にししか消防本部 加東市消防本部 加西市消防本部
23.11.28	7	奈良	五條市消防本部	事務委託	五條市消防本部 十津川村(非常備)
23.12.1	8	山形	山形市消防本部	事務委託	山形市消防本部 山辺町(非常備) 中山町(非常備)
					上砂川町消防本部 砂川地区広域消防組合消防本部
24.4.1	9	北海道	砂川地区広域消防組合消防本部	一部事務組合	米沢市消防本部 南陽市消防本部 高畠町消防本部 川西町消防本部
	10	山形	置賜広域行政事務組合消防本部	一部事務組合	ひたちなか市消防本部 東海村消防本部
	11	茨城	ひたちなか・東海広域事務組合消防本部	一部事務組合	宇部市消防本部 山陽小野田市消防本部
	12	山口	宇部・山陽小野田消防局	一部事務組合	東近江行政組合消防本部 愛知郡広域行政組合消防本部
24.10.1	13	滋賀	東近江行政組合消防本部	一部事務組合	黒部市消防本部 入善町消防本部 朝日町消防本部
25.3.30	14	富山	新川地域消防本部	一部事務組合	

広域化年月日	No	都道府県	広域化後の消防本部	広域化の方式	広域化前の消防本部等
25.3.31	15	青森	青森地域広域消防事務組合消防本部	一部事務組合	青森地域広域消防事務組合消防本部 平内町(北部上北広域の構成町)
	16	神奈川	小田原市消防本部	事務委託	小田原市消防本部 足柄消防組合消防本部
	17	富山	富山県東部消防組合消防本部	一部事務組合	魚津市消防本部 滑川市消防本部 上市町消防本部 舟橋村(非常備村)
					焼津市消防本部 藤枝市消防本部
25.4.1	18	静岡	志太広域事務組合志太消防本部	一部事務組合	久喜地区消防組合消防本部 加須市消防本部 幸手市消防本部 白岡市消防本部 杉戸町消防本部
	19	埼玉	埼玉東部消防組合消防局	一部事務組合	所沢市消防本部 狭山市消防本部 入間市消防本部 埼玉西部広域消防本部
	20	埼玉	埼玉西部消防局	一部事務組合	下田消防本部 西伊豆広域消防本部
	21	静岡	下田消防本部	一部事務組合	泉佐野市消防本部 阪南岬消防組合消防本部 泉南市消防本部 熊取町消防本部
	22	大阪	泉州南消防組合泉州南広域消防本部	一部事務組合	たつの市消防本部 宍粟市消防本部 相生市消防本部 佐用町消防本部
	23	兵庫	西はりま消防本部	一部事務組合	朝来市消防本部 養父市消防本部
	24	兵庫	南但消防本部	一部事務組合	佐賀広域消防局 神埼地区消防事務組合消防本部
	25	佐賀	佐賀広域消防局	広域連合	指宿地区消防組合消防本部 南九州市の川辺町・知覧町
	26	鹿児島	指宿南九州消防組合消防本部	一部事務組合	弘前地区消防事務組合消防本部 黒石地区消防事務組合消防本部 平川市消防本部 板柳町消防本部
	27	青森	弘前地区消防事務組合消防本部	一部事務組合	

平成18年消防組織法改正以降の広域化の実績(平成28年4月1日現在)

15

28.4.1

消防広域化重点地域の指定状況(平成28年4月1日現在)

○ 34ブロックが消防広域化重点地域に指定済

都道府県	指定 時期	No.	本部名又はブロック名	消防本部	市町村	広域化 予定時期
北海道	H25 12月	1	滝川地区広域消防事務組合消防本部	滝川地区広域消防事務組合消防本部 芦別市消防本部 赤平市消防本部	滝川市・新十津川町・雨竜町 芦別市 赤平市	済 H26.4
		2	夕張市を含む地域	夕張市消防本部	夕張市	未定
		3	歌志内市を含む地域	歌志内市消防本部	歌志内市	未定
		4	長万部町を含む地域	長万部町消防本部	長万部町	未定
		5	旭川市消防本部	旭川市消防本部 上川中部消防組合消防本部(一部)	旭川市 上川町・鷹栖町	済 H26.4
		6	大雪消防組合消防本部	大雪消防組合消防本部 上川中部消防組合消防本部(一部)	美瑛町・東神楽町・東川町 当麻町・比布町・愛別町	済 H26.4
		7	とかち広域消防局	帯広市消防本部 西十勝消防組合消防本部 北十勝消防事務組合消防本部 東十勝消防事務組合消防本部 南十勝消防事務組合消防本部 池北三町行政事務組合消防本部	帯広市 新得町・清水町・芽室町 音更町・士幌町・上士幌町・鹿追町 幕別町・池田町・豊頃町・浦幌町 中札内村・更別村・大樹町・広尾町 本別町・足寄町・陸別町	済 H28.4
宮 城	H26 12月	8	県南ブロックの一部	亘理地区行政事務組合消防本部 岩沼市消防本部	亘理町・山元町 岩沼市	未定
16 茨 城	H26 3月	9	茨城消防救急無線・指令センター運用協議会	水戸市消防本部 土浦市消防本部 石岡市消防本部 常陸太田市消防本部 高萩市消防本部 北茨城市消防本部 笠間市消防本部 取手市消防本部 常陸大宮市消防本部 那珂市消防本部 つくば市消防本部 かすみがうら市消防本部 小美玉市消防本部 茨城町消防本部 大洗町消防本部 大子町消防本部 茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部 筑西広域市町村圏事務組合消防本部 常総地方広域市町村圏事務組合消防本部 鹿行広域事務組合消防本部 鹿島地方事務組合消防本部	水戸市・城里町 土浦市 石岡市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 常陸大宮市 那珂市 つくば市 かすみがうら市 小美玉市 茨城町 大洗町 大子町 古河市・下妻市・常総市・坂東市・八千代町・五霞町・境町 結城市・筑西市・桜川市 常総市・守谷市・つくばみらい市 潮来市・行方市・鉾田市 鹿嶋市・神栖市	未定
				阿見町消防本部	阿見町	
				龍ヶ崎市・牛久市・稲敷市・美浦村・河内町・利根町	龍ヶ崎市・牛久市・稲敷市・美浦村・河内町・利根町	
				稲敷地方広域市町村圏事務組合消防本部	稲敷市	
				大田原地区広域消防組合消防本部	大田原市・那須塩原市	
				黒磯那須消防組合消防本部	那須塩原市・那須町	
				草加市消防本部	草加市	
				八潮市消防本部	八潮市	
				上尾市消防本部	上尾市	
				伊奈町消防本部	伊奈町	
栃 木	H27 3月	11	那須地区消防組合消防本部	大田原地区広域消防組合消防本部 黒磯那須消防組合消防本部	大田原市・那須塩原市 那須塩原市・那須町	済 H27.10
	H26 2月	12	草加八潮消防局	草加市消防本部 八潮市消防本部	草加市 八潮市	済 H28.4
埼 玉	H26 9月	13	第1ブロックの一部	上尾市消防本部 伊奈町消防本部	上尾市 伊奈町	未定
	H25 12月	14	厚木市消防本部	厚木市消防本部 清川村(非常備)	厚木市 清川村	済 H28.4
神奈川	H27 11月	15	三浦半島ブロックの一部	横須賀市消防局 三浦市消防本部	横須賀市 三浦市	H29.4

都道府県	指定 時期	No.	本部名又はブロック名	消防本部	市町村	広域化 予定時期
長 野	H25 8月	16	上伊那広域消防本部	伊那消防組合消防本部 伊南行政組合消防本部	伊那市・辰野町・箕輪町・南箕輪村 駒ヶ根市・飯島町・中川村・宮田村	済 H27.4
岐 阜	H28 2月	17	岐阜地域ブロックの一部	岐阜市消防本部 山県市消防本部	岐阜市・瑞穂市 山県市	(H29.4) 用途
静 岡	H26 4月	18	駿東伊豆地域	沼津市消防本部 伊東市消防本部 清水町消防本部 東伊豆町消防本部 田方消防本部	沼津市 伊東市 清水町 東伊豆町 伊豆市・伊豆の国市・函南町	済 H28.4
				下田消防本部	下田市・西伊豆町・松崎町・河津町・南伊豆町	未定
				富士山南東消防本部	三島市消防本部 裾野市消防本部 長泉町消防本部	済 H28.4
				熱海市	熱海市	未定
		19	岳南地域	富士宮市消防本部 富士市消防本部	富士宮市 富士市	未定
		20	静岡市消防局	静岡市消防局 島田市消防本部 吉田牧之原市広域施設組合消防本部 牧之原市相良消防本部	静岡市 島田市・川根本町 吉田町・牧之原市 牧之原市	済 H28.4
		21	中遠地域	袋井市森町広域行政組合消防本部 磐田市消防本部	袋井市・森町 磐田市	未定
		22	東遠地域	御前崎市消防本部 菊川市消防本部 掛川市消防本部	御前崎市 菊川市 掛川市	未定
		23	西遠地域	浜松市消防局 湖西市消防本部	浜松市 湖西市	未定
愛 知	H28 3月	24	尾張東部ブロックの一部	豊明市消防本部 長久手市消防本部 尾三消防本部	豊明市 長久手市 日進市・みよし市・東郷町	(H30.4) 用途
大 阪	H26 2月	25	大東四條畷消防本部	大東市消防本部 四條畷市消防本部	大東市 四條畷市	済 H26.4
	H26 3月	26	豊中市消防局	豊中市消防本部 能勢町(非常備)	豊中市 能勢町	済 H27.4
	H27 8月	27	新南河内ブロックの一部	富田林市消防本部 河南町消防本部	富田林市 河南町	済 H26.10
		28	箕面市消防本部	箕面市消防本部 豊能町消防本部	箕面市 豊能町	済 H28.4
和歌山	H27 3月	29	新宮市消防本部	新宮市消防本部 北山村(非常備)	新宮市 北山村	済 H28.4
佐 賀	H25 9月	30	伊万里・有田消防本部	伊万里市消防本部 有田町消防本部	伊万里市 有田町	済 H26.4
宮 崎	H26 3月	31	県1ブロックの一部	西都市消防本部 宮崎県東児湯消防組合消防本部	西都市 高鍋町・新富町・木城町・川南町・都濃町	未定
		32	県1ブロックの一部	日南市消防本部 串間市消防本部	日南市 串間市	未定
		33	西臼杵広域行政事務組合消防本部	高千穂町(非常備) 五ヶ瀬町(非常備) 日之影町(非常備)	高千穂町 五ヶ瀬町 日之影町	済 H27.4
		34	県1ブロックの一部	諸塚村(非常備) 美郷町(非常備) 西米良村(非常備) 椎葉村(非常備)	諸塚村 美郷町 西米良村 椎葉村	未定

消防指令業務の共同運用の状況(平成28年4月1日現在)

運用開始	都道府県	消防本部
H11.4.1	静岡	・沼津市消防本部 ・清水町消防本部 H28.2.1より5本部(伊東市消防本部、東伊豆町消防本部、田方消防本部)で運用開始後、H28.4.1から消防の広域化 ・三島市消防本部 ・裾野市消防本部 ・長泉町消防本部 H27.10.5に離脱し、H27.10.6より3本部で運用開始後、H28.4.1から消防の広域化
H19.4.1	三重	・四日市市消防本部 ・桑名市消防本部
H20.4.1	石川	・金沢市消防局 ・津幡町消防本部 ・かほく市消防本部 ・内灘町消防本部
H22.4.1	千葉	・柏市消防局 ・我孫子市消防本部
H23.4.1	兵庫	・宝塚市消防本部 ・猪名川町消防本部 ・川西市消防本部
	兵庫	・尼崎市消防局 ・伊丹市消防局
H23.5.25	大阪	・箕面市消防本部 ・豊能町消防本部
H23.10.1	埼玉	・熊谷市消防本部 ・行田市消防本部
H24.3.1	福島	・会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部 ・喜多方地方広域市町村圏組合消防本部
	愛知	・豊橋市消防本部 ・豊川市消防本部 ・新城市消防本部 ・蒲郡市消防本部 ・田原市消防本部 H16.10.1 共同運用開始 (H20.4.1加入) (H22.4.1加入) (H24.3.1加入)
H24.4.1	静岡	・掛川市消防本部 ・御前崎市消防本部 ・袋井市森町広域行政組合袋井消防本部 ・菊川市消防本部 ・磐田市消防本部
	愛知	・知多市消防本部 ・東海市消防本部 ・知多南部消防組合消防本部 ・知多中部広域事務組合消防本部 ・常滑市消防本部 ・大府市消防本部

運用開始	都道府県	消防本部
H24.4.1	岡山	・津山圏域消防組合消防本部 ・美作市消防本部 ・真庭市消防本部
H24.12.1	愛知	・瀬戸市消防本部 ・尾張旭市消防本部
H25.4.1	埼玉	・上尾市消防本部 ・伊奈町消防本部
	愛知	・海部東部消防組合消防本部 ・愛西市消防本部 ・蟹江町消防本部 ・津島市消防本部 ・海部南部消防組合消防本部
	愛知	・尾三消防本部 ・長久手市消防本部 ・豊明市消防本部
	千葉	・千葉市消防局 ・市原市消防局 ・成田市消防本部 ・富里市消防本部 ・栄町消防本部 ・袖ヶ浦市消防本部 ・富津市消防本部 ・山武郡市広域行政組合消防本部 ・佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部 ・長生郡市広域市町村圏組合消防本部 ・夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部 ・匝瑳市横芝光町消防組合消防本部 ・安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部 ・香取広域市町村圏事務組合消防本部 ・銚子市消防本部 ・印西地区消防組合消防本部 ・四街道市消防本部 ・木更津市消防本部 ・君津市消防本部 ・旭市消防本部
H25.4.18	千葉	・市川市消防局 ・浦安市消防本部 ・鎌ヶ谷市消防本部 ・松戸市消防局 ・流山市消防本部 ・野田市消防本部
H25.10.10	山口	・下関市消防局 ・美祢市消防本部
H26.1.1	富山	・砺波地域消防組合消防本部 ・氷見市消防本部 ・高岡市消防本部

消防指令業務の共同運用の状況(平成28年4月1日現在)

運用開始	都道府県	消防本部
H26.4.1	広島	・尾道市消防局 ・三原市消防本部
	香川	・丸亀市消防本部 ・善通寺市消防本部 ・多度津町消防本部
H27.4.1	埼玉	・坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部 ・西入間広域消防本部
	神奈川	・横須賀市消防局 ・三浦市消防本部 ・葉山町消防本部 H25.4.1 共同運用開始 (H27.4.1加入)
	神奈川	・座間市消防本部 ・海老名市消防本部 ・綾瀬市消防本部
	山梨	・都留市消防本部 ・大月市消防本部 ・上野原市消防本部
	大阪	・池田市消防本部 ・豊中市消防本部
	和歌山	・和歌山市消防局 ・海南市消防本部 ・紀美野町消防本部 ・那賀消防組合消防本部
	徳島	・美馬市消防本部 ・美馬西部消防組合消防本部
H27.7.6	大阪	・枚方寝屋川消防組合消防本部 ・交野市消防本部
H27.9.10	静岡	・富士市消防本部 ・富士宮市消防本部
H27.10.1	栃木	・那須地区消防組合消防本部 ・南那須地区広域行政事務組合消防本部 ・塩谷広域行政組合消防本部
H28.2.15	神奈川	・茅ヶ崎市消防本部 ・寒川町消防本部
H28.4.1	青森	・十和田地域広域事務組合消防本部 ・北部上北広域事務組合消防本部 ・三沢市消防本部 ・中部上北広域事業組合消防本部
	群馬	・高崎市等広域消防局 ・利根沼田広域消防本部 ・渋川広域消防本部 ・多野藤岡広域消防本部 ・富岡甘楽広域消防本部 ・吾妻広域消防本部

運用開始	都道府県	消防本部	
H28.4.1	愛知	・犬山市消防本部 ・江南市消防本部 ・丹羽広域事務組合消防本部	・小牧市消防本部 ・岩倉市消防本部 ・西春日井広域事務組合消防本部
	愛知	・一宮市消防本部	・稲沢市消防本部
	大阪	・吹田市消防本部	・摂津市消防本部
	奈良	・奈良市消防局	・生駒市消防本部
	和歌山	・橋本市消防本部 ・伊都消防組合消防本部	・高野町消防本部
	和歌山	・田辺市消防本部	・白浜町消防本部
	福岡	・久留米広域消防本部 ・大川市消防本部 ・大牟田市消防本部 ・甘木・朝倉消防本部	・八女消防本部 ・柳川市消防本部 ・筑後市消防本部 ・みやま市消防本部
	鹿児島	・南さつま市消防本部	・指宿南九州消防組合
	沖縄	・豊見城市消防本部 ・宮古島市消防本部 ・石垣市消防本部 ・東部消防組合消防本部 ・名護市消防本部 ・比謝川行政事務組合ニライ消防本部 ・金武地区消防衛生組合消防本部 ・島尻消防、清掃組合消防本部 ・国頭地区行政事務組合消防本部	・うるま市消防本部 ・宜野湾市消防本部 ・久米島町消防本部 ・中城北中城消防本部 ・糸満市消防本部
		・伊江村(非常備) ・粟国村(非常備) ・北大東村(非常備) ・多良間村(非常備)	・渡嘉敷村(非常備) ・渡名喜村(非常備) ・伊平屋村(非常備) ・竹富町(非常備)
	44地域 165消防本部(12非常備町村)		

消防指令業務の共同運用を予定している団体(平成28年4月1日現在)

運用開始 予定日	都道 府県	消防本部
H28.6.1	岩手	・北上地区消防組合消防本部 ・奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部 ・盛岡地区広域消防組合消防本部
	茨城	・常陸太田市消防本部 ・北茨城市消防本部 ・常陸大宮市消防本部 ・高萩市消防本部 ・土浦市消防本部 ・取手市消防本部 ・石岡市消防本部 ・かすみがうら市消防本部 ・茨城町消防本部 ・常総地方広域市町村圏事務組合消防本部 ・茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部 ・大洗町消防本部 ・鹿島地方事務組合消防本部 ・鹿行広域事務組合消防本部 ・大子町消防本部 ・水戸市消防本部 ・笠間市消防本部 ・那珂市消防本部 ・小美玉市消防本部 ・筑西広域市町村圏事務組合消防本部
H28年度	三重	・桑名市消防本部 ・四日市市消防本部 ・菰野町消防本部 H19.4.1 共同運用開始 (H28年度加入予定)
H29年度	神奈川	・平塚市消防本部 ・二宮町消防本部 ・大磯町消防本部
	福岡	・福岡市消防局 ・粕屋南部消防組合消防本部 ・粕屋北部消防本部 ※筑紫野太宰府消防組合消防本部(H35年度加入予定) ※糸島市消防本部(H41年度加入 予定) ・春日・大野城・那珂川消防組合消防本部 ・宗像地区消防本部
H30.4.1	愛知	・岡崎市消防本部 ・幸田町消防本部
H32.4.1	千葉	・市川市消防局 ・浦安市消防本部 ・鎌ヶ谷市消防本部 ・松戸市消防局 ・流山市消防本部 ・野田市消防本部 ・柏市消防局 ・我孫子市消防本部 ・船橋市消防局 ・八千代市消防本部 ・習志野市消防本部 H25.4.18 共同運用開始 H22.4.1 共同運用開始 H32.4.1 11消防本部にて 共同運用開始予定
7地域 76消防本部		

人口減少社会における持続可能な消防体制のあり方に関する検討会

1 趣旨・目的

我が国は、既に人口減少局面に突入しており、人口減少は、地域によっては、地域社会の様々な基盤の維持を困難としつつある。しかし、人口減少社会においても、多様化・複雑化する災害、事故に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守るという消防の責務を十分に果たすべく、今後も消防力の維持、確保が不可欠である。

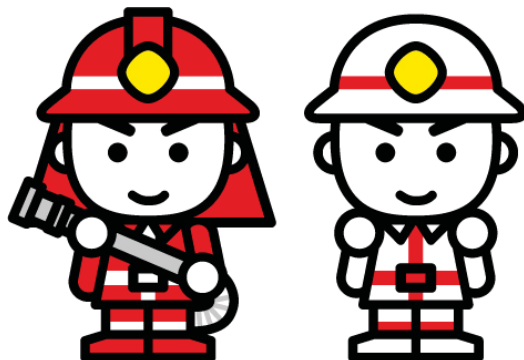
これらを踏まえ、消防の現状と今後の見通し、問題点を整理し、人口減少社会において持続可能な消防体制を確保するための方策の検討を行うため、検討会を開催する。

2 検討項目

- (1)人口減少が消防に与える影響
- (2)持続可能な消防体制を確保するために取り組むべき課題
- (3)小規模な消防本部の抱える課題と今後の見通し
- (4)持続可能な消防体制の確保の手段
- (5)持続可能な消防体制を確保するための推進方策

3 検討経過

- 第1回検討会 H27.8.3
第2回検討会 H27.10.5
第3回検討会 H27.11.20
第4回検討会 H28.1.19
第5回検討会 H28.2.18



4 委員

- ・秋本敏文 日本消防協会会長
- ・板垣淑子 NHK放送大型企画開発センターチーフプロデューサー
- ・小笠原克也 山梨県東山梨行政事務組合東山梨消防本部消防長
- ・小西砂千夫 関西学院大学人間福祉学部・大学院経済学研究科教授
- ・小林恭一 東京理科大学総合研究院教授
- ・坂本哲也 帝京大学医学部教授
- ・杉本栄一 京都府京都市消防局長
- ・高島眞治 香川県高松市消防局長
- ・高橋淳 全国消防長会会長
- ・辻琢也 一橋大学大学院法学研究科教授
- ・寺本光嘉 和歌山県紀美野町町長
- ・外岡達朗 静岡県危機管理監
- ・山口伸樹 茨城県笠間市市長
- ・吉井博明 東京経済大学名誉教授(座長)

I 《人口減少等の社会環境の変化》

- 全国で人口減少・高齢化の著しい進行
 - 小規模消防本部ほど急激かつ大幅な人口減少→ 著しい低密度化が進む
 - 大都市地域で急速に高齢者数が増加→ 救急搬送需要の増加
 - 高齢者など災害時要援護者の増加
- 災害の多様化・複雑化など社会環境の変化
 - 豪雨・火山災害・テロ災害リスクの高まり
 - 自助・共助を発揮する機能の低下が危惧される地域の発生

《今後の消防に与える影響》

- 小規模消防本部を中心に人口1人当たりの行政コストの増大
- 多様化・複雑化する災害へ対応するための消防業務の高度化・専門化が不可欠
- 人口が低密度化する時代においても、引き続き即応体制を確保する消防体制の確立が必要

《消防体制の課題》

- 人口減少や災害の多様化・複雑化等に的確に対応し、持続可能な消防体制を構築
 - 消防資源を最大限に有効活用
 - より効果的で地域の実情に合った消防業務の執行体制の確立
 - 人材の確保、質の充実

【これまでの消防の広域化の推進】

- 平成6年以降、消防の広域化を推進
- 平成18年の消防組織法改正により、消防の広域化の取組み強化し、一定の成果を挙げたものの課題が多い
 - 消防本部数 H3：936⇒H27：749
 - 未だに管轄人口10万人未満の小規模本部が6割

＜小規模消防本部の現状＞

- ◆災害時の初動の対応力が十分でない
- ◆専門職員の育成、確保が困難
- ◆「消防力の整備指針」に基づく施設・人員の整備率が低い
- ◆立入検査の実施率が低い
- ◆少人数のため、組織管理により多くの課題

II 持続可能な消防体制を確保するために

1 消防の広域化と消防機関間の柔軟な連携・協力等の推進

- 消防の広域化は、消防体制を充実・強化するための極めて有効な手段であり、実現に向けてこれまでに以上に積極的に取り組む必要

＜消防の広域化の効果＞

- | | |
|--------------------|---------------------|
| ◆初動の消防力、増援体制の充実 | ◆警防業務、予防業務等の高度化・専門化 |
| ◆消防車、救急車の現場到着時間の短縮 | ◆高度な消防施設・設備の整備 |
| ◆本部機能の統合による現場要員の増強 | ◆組織の活性化等 |

- 消防の広域化の改善の策、広域化に向けたステップとして、消防機関間の柔軟な連携・協力等を推進
 - 業務の性質に応じた一部の業務ごとの連携・協力等
 - 活動のベースとしての指令の共同運用

2 消防業務の執行体制の見直し

- サービス水準を維持しつつ、過疎地域等において地域の実情に応じた対応のための法令上の基準の緩和
- (例)

現行の消防職員3名による救急隊の編成から、3名のうち1名について一定の訓練を経た消防職員以外の者での編成を検討

3 多様な方法による幅広い人材確保等

- 消防組織のあり方
 - 女性や若者など消防団員の幅広い加入促進
 - 地域の実情に応じて、消防団員のうち特定の者について、より常備消防に近い待機体制とすることも考えられる
- 地域防災力の強化
- 女性の活躍推進
- 人材育成の充実
- 警察等他機関との連携強化等

III 推進方策

市町村は市町村消防の原則のもと、引き続き消防の責任を十分に果たすために、消防の広域化に加え、他の市町村との連携・協力等の強化など、効率性・効果を高めるためのあらゆる消防力の確保策を積極的に講じる

《中核的な消防本部の役割》

- 消防機関間の広域的な連携による「集約とネットワーク化」の中核となる
- 高い災害対応能力や高度・専門的な人材、車両・資機材等を備え、地域全体の消防力に寄与する中核的な消防本部の役割はより一層重要

《都道府県の役割》

- 広域自治体として、消防体制確立のために人的・財政的支援をより積極的に行うなどリーダーシップを発揮する必要
- 地域の実情等を分析し、都道府県内の消防体制の整備・確立のための方針を提示
- 条件不利地域についての補完機能を果たすことも検討

《国の役割》

- 市町村、都道府県が持続可能な消防体制を確立する取組を進めるための基本的な指針を提示
- 中核的な本部を中心とした連携強化のためのインセンティブを検討
- 消防業務の高度化・専門化のための人材育成の充実

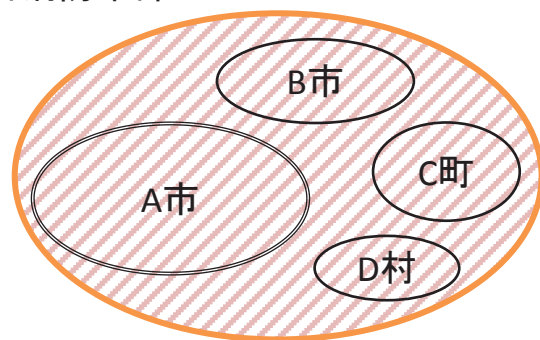
消防の広域化と消防機関間の柔軟な連携・協力等の推進のイメージ

消防の広域化の効果

- ◆ 初動の消防力、増援体制の充実
 - ◆ 現場到着時間の短縮
 - ◆ 警防業務、予防業務等の高度化・専門化
- 等

消防の広域化

22 X組合消防本部



消防庁

基本指針の策定

都道府県

消防体制の
整備・確立のための方針

消防機関間の柔軟な連携・協力等

→ 広域化の次善の策として、広域化に向けたステップとして実施

○ 柔軟な連携・協力等

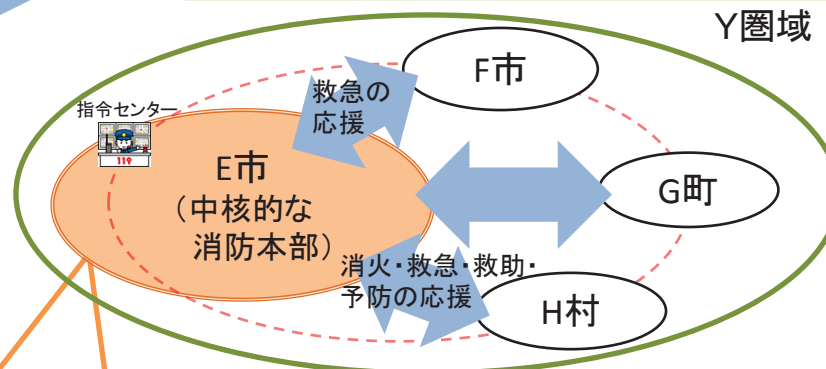
複数の消防機関の間で消防業務のうち一部の業務ごとにその業務の性質に応じて具体的な連携・協力等の手法を選択

○ 連携・協力等を進める活動のベースとしての指令の共同運用

消火・救急・救助の警防活動については、指令の共同運用による災害情報の即時共有と近隣消防本部との応援、連携・協力等を進めることが有効

消防機関間の柔軟な連携・協力等

Y圏域



- 国は、このような取組を促すために中核的な消防本部の役割を明確化
- 役割に応じて必要な財政措置についても検討

中核的な消防本部の役割

《中核的な消防本部の状況》

- 人員や車両・資機材が充実
 - － 高度救助隊・特別高度救助隊の配備
 - － 救急救命士の再教育の実施体制の充実
 - － 予防事務に係る専門知識等を有する職員の育成（特に大都市）

《役割》

- 消防機関間の広域的な連携による「集約とネットワーク化」の中核となる
- 高い災害対応能力を持ち、地域全体の消防力に寄与する中核的な消防本部の役割はより一層重要